

レプタイルズフィーバー2026 出展規定

1. 出展申し込み

テレビ大阪株式会社（以下、事務局）は、イベント「レプタイルズフィーバー」（以下、本イベント）の出展に関するすべての権利を有し、出展者との調整を含む全般的な開催準備を行います。出展希望者は、本イベント公式Webサイトの出展申し込みフォームに必要事項を入力し、下記の資料を確認した上で「同意する」にチェックを入れ、「申込を完了する」ボタンを押すことで、規定をすべて理解し、同意したものとみなします。

同意を要する資料

- ・出展規定（すべての出展希望者）
- ・生体の保管と逸走防止について（生体販売を行う出展希望者）

2社以上の企業・団体・事業主等が共同で出展することはできません。申し込み時と異なる企業・団体・事業主等が出展した場合、次回以降の出展禁止や即時営業停止を含む然るべき措置を取らせていただきます。出展者はこれらの措置に対して異議申し立てや、苦情を申し立てることはできません。なお、出展決定者に対しては、別途説明会を開催する場合があります。。

2. 出展の可否

事務局は出展希望者を審査・選考し、その上で独自の判断で出展者を決定します。申し込み多数の場合は、締切前であっても受付を終了する場合があります。出展の可否は申込者に直接連絡しますが、選考理由についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。出展内容が本イベントの趣旨・目的に沿わない場合や、円滑な運営に支障をきたす恐れがある場合、また出展者として適切でないと判断した場合など、事務局の判断により出展申し込みをお断りすることがあります。その際、出展希望者は当該判断に対して異議申し立てや、苦情を申し立てることはできません。

3. 出展料金の支払い

事務局は出展決定者に対して、出展料金の請求書を発行いたします。出展者は請求書に記載された期限までに、消費税を含む出展料金を一括で支払ってください。支払期限までに入金を確認できない場合は、出展を取り消す場合があります。なお、出展料金を含む本イベント関連のすべての費用について、振込手数料は出展者の負担となります。

4. 出展の取り消し

事務局への出展エントリー後は、原則として出展申し込みの解約や内容変更（小間数の削減など）はできません。やむを得ず解約または変更を希望される場合は、速やかに理由を明記した文書を事務局に提出してください。事務局での審査の結果、承諾された場合のみ例外的に認めます。なお、解約または変更を行う場合は、下記の基準に従って解約料金が発生します。

出展解約または変更の申請日	キャンセル料
2026年5月1日以前	出展料金の50%
2026年5月2日以降	出展料金の100%

5. 生体販売に関する取り決め

- ①下記の3点の資料を期限までに提出することが出展の条件となります。
 - ・動物取扱業実務従事証明書（生体の説明や販売を行う全員の情報が必要）
 - ・販売内容記入表
 - ・動物取扱業登録証のコピー
- ②展示販売方法は、動物愛護の精神に則ったものとします。
- ③各出展者は、以下の条件を満たした動物を販売すること。
 - ・離乳等を終えて、成体と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に限る）
 - ・飼育環境の変化及び輸送に対して、十分な耐性が備わった動物
 - ・生体の状態を十分に観察し、健康上の問題が認められない動物
- ④特定動物の販売はできません。
- ⑤下記の4種の展示・販売を禁止します。ただし、飼育下で繁殖された個体（CB個体）は除外します。
なお、この取り扱い自粛は、日本爬虫類両生類協会から発出された「野生個体の取り扱い自粛要望提言」に応じたものです。

取り扱い禁止（野生個体のみ）

 - ・ミヤコヒキガエル
 - ・シリケンイモリ
 - ・ニホンイシガメ
 - ・ヤエヤマイシガメ
- ⑥CITES附属書I掲載種に関わる生物を販売する場合は、登録票を必ず提示してください。
- ⑦外来生物法等に違反する生物の展示・販売はできません。
- ⑧天然記念物の生体は、繁殖個体、海外からの輸入個体、逆輸入個体、ハイブリッド個体いずれも展示・販売はできません。
- ⑨上記以外にも、日本国内で適用されるあらゆる法律・条約・条例等に違反する販売行為はできません。違反が確認された場合、会期前でも会期中でも、出展を行うことはできません。。
- ⑩上記以外でも事務局の判断で、生体の展示・販売を認めない場合があります。いかなる場合も、出展者が要した費用（出展料金を含む）や被った損害について、事務局は責任を負いません。
- ⑪哺乳類・鳥類・爬虫類の生体を販売する場合は、生体の状態や飼育方法、発生のリスクについても説明した上で、購入者と生体販売説明確認書を交わしてください。
- ⑫出展者は、来場者や購入者に対して誠意をもって接してください。
- ⑬大阪市動物管理センターの査察があるため、施工・装飾・生体搬入は2026年7月3日（金）18:30までに必ず完了してください。
- ⑭安全なイベント運営のため、大阪市動物管理センターの指導にはご協力をお願いします。

6. ブースの割り当て・転貸等の禁止

ブース位置は、出展申し込みの順番や小間数、展示内容、出展実績、会場の構成等を考慮して、事務局が決定します。また展示効果の向上、来場者の動線、法令順守、円滑かつ安全なイベント運営等のため必要と判断した場合、イベント開催中であってもブース位置を変更する場合があります。出展者はブース位置や変更について異議申し立てや、出展取り消し等を申し立てることはできません。

出展者は、割り当てられたブースの全部または一部を、有償・無償に関わらず、第三者への譲渡、貸与、出展者間での交換を行うことはできません。違反が確認された場合、次回以降の出展禁止や即時営業停止を含む然るべき措置を取らせていただきます。

7. 出展物および展示装飾に関する規制

事務局は、出展者が出展申し込みの際に出展内容欄に記載した内容、または出展ブース内に設置された展示物や装飾物などについて、本イベントの趣旨・目的に沿わないと判断した場合、それらを出展者に撤去させ、または出展自体を拒否できるものとします。なお、その場合、事務局は撤去費用や出展料金の返金について一切責任を負いません。

展示装飾について近隣のブースから苦情があり、事務局が本イベントを運営する立場からその装飾内容の変更が必要と判断した場合、該当する出展者はその装飾内容を変更しなければなりません。その場合に発生する費用等は、変更の要請を受けた出展者の負担するものとします。

8. 出展物の管理と保護

出展者は搬入から会期、搬出の全期間中、責任を持ってブース内に常駐し、展示物の保護や維持管理（※特に、生体の逸走防止策）、来場者への対応を行ってください。事務局は運営スタッフを配置するなど会場全体の管理・保安を行いますが、ブース内の物品への天災、不可抗力、盗難、紛失等による損失または損害について、一切責任を負いません。

出展者は搬入から会期、搬出の全期間中、別途定める生体の保管と逸走防止のルール（『生体の保管と脱走防止について』）を厳守してください。違反が確認された場合、次回以降の出展禁止や即時営業停止を含む然るべき措置を取らせていただきます。出展者が要した費用や被った損害について、事務局は一切責任を負いません。その際、出展料金は返金されません。

9. 開催の中止・変更

会期中に台風・荒天や感染症等の事由により、事務局がやむを得ないと判断した場合、本イベントを中止または中断することがあります。出展者が管理する生体が会場内で逃げ出し、発見できない等の事態が発生した場合も、生体が発見されるまで本イベントを中止または中断することがあります。いずれの場合でも、出展者が負担した費用や被った損害について、事務局は一切責任を負いません。その際、出展料金は返金されません。

会期前に天災や感染症等の不可抗力や、事務局が管理できない事由が発生した場合、事務局は本イベントの規模縮小、期間変更、または開催中止を判断することがあります。なお、開催期間が変更された場合でも出展申し込みは有効とし、出展者の都合による取消・解約が行われた場合、事務局で協議の上、キャンセル料を決定し、出展者へ請求します。出展者が負担した費用や被った損害について、事務局は一切責任を負いません。

10. 出展契約の解除

下記の事実のいずれかに該当した場合、事務局は当該出展契約を解除し、出展者を強制退去させる権利を有します。なお、この場合であっても、出展者は本項の規定に基づき、キャンセル料を支払う義務を負うものとします。

※怠慢または監督不行き届きにより、災害、障害、その他事故等を発生させた場合

※所轄保健所、消防署、税務署等の指導を遵守しなかった場合

※違法行為、不正行為等があった場合

※事務局への提出書類に虚偽の記載があった場合

※騒音、振動、臭気等により本イベントの開催を妨げると事務局が判断し、改善しなかった場合

※出展者及び出展者が所属する会社の役員、従業員、その他雇用契約を締結している者が、暴力団による不当な行為の防止に関する法律（暴対法）に規定する団体（暴力団・その他の反社会勢力）の構成員または準構成員である場合、またはそれらの団体から資金供与を受けたり、それらの団体が経営に関与している場合

※その他、事務局が必要と判断し、強制退去を命じる場合

11. 損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者等の代理人の不注意、その他の理由により、会場、会場設備・建造物、または人身に生じた一切の損害について責任を負うものとします。保険に加入するなど、十分な対策を講じてください。

出展者自身または出展者指定の業者等の代理人は、出展細則に記載された搬入搬出ルールを遵守しなければなりません。細則に記載されたルールを守らず違反があった場合、事務局は強制退去を命じることがあります。

出展者または出展者指定の業者等が会場に損害を与えた場合、その賠償責任は当該出展者が負うものとします。

12. 管轄裁判所

本契約から生ずる権利義務について争いが生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

13. 出展規定の変更

事務局は、やむを得ない事情が生じた場合、事務局の判断により本規定の一部を変更することがあります。その際、出展者は変更後の規定を遵守するものとします。